



第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 基本理念
- 第3条 定義



第2章 子どもの大切な権利

- 第4条 子どもにとって大切な権利の保障と他者の権利の尊重

第3章 大人等の役割

- 第5条 共通の役割
- 第6条 市の役割
- 第7条 保護者の役割
- 第8条 地域住民の役割
- 第9条 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の役割
- 第10条 事業者の役割

子どもにやさしいまちづくりの実現

役割の遂行

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

- 第11条 子どもの意見表明と参加の促進
- 第12条 子ども会議
- 第13条 子育て家庭への支援
- 第14条 困難を有する子どもとその家庭に対する支援
- 第15条 子どもへの虐待等に対する取組
- 第16条 有害・危険な環境からの保護
- 第17条 子どもの居場所・遊び場づくり
- 第18条 相談体制

子どもに関する施策の計画と検証等

第5章 施策の推進

- 第19条 計画と検証
- 第20条 体制整備
- 第21条 広報と啓発



条例の全文については奈良市公式ホームページに掲載しています。

奈良市 子ども用

子どもにやさしいまちづくり条例

(平成27年4月施行)

概要版

奈良市の子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるようにし、子ども参加によって大人とともにまちづくりを進めます



奈良市子育て応援キャラクター ももいろくじーか



# 奈良市は「子どもにやさしいまちづくり条例」をつくりました。



- 子どもの権利が大切にされることを全ての取組の基本とします。
- 大人たちは、子どもの成長に応じて、その思いや意見を聴き、子どもにとって最もよいことを第一に考えます。
- 子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけでなく奈良市を訪れる全ての人にとってやさしいまちづくりにつながるということを取組の基本とします。

子どもたちは、自分の権利を大切にされるのと同じように、他の人の権利も大切にしましょう。

この条例では17歳までを「子ども」としています。



## 条例って何？

条例とは、地方公共団体(市や町など)が、国の法律のもと、独自に決めたルールです。市や町などの議会によって決定されます。

子どもにやさしいまちづくりを実現するために、こんなことに取り組みます。

みんなで子どもたちを支えるために、大人たちの役割を決めました。

### 奈良市

★子どもたちが元気に育つための、様々な取組や支援を行います。

### 地域住民

- ★子どもたちが元気に育つよう、子育て支援に努めます。
- ★安全で安心できる地域づくりに努めます。
- ★子どもが大人たちや子ども同士での交流をしたり、様々な体験をしたりすることができる機会づくりに努めます。



### 会社など

- ★仕事と子育てが無理なくできる職場環境づくりに努めます。
- ★子育てのための地域の取組に協力するよう努めます。

### 保護者

★子どもの成長に最も大切な責任をもち、子どもが健やかに育つよう努めます。

### 施設(学校など)

- ★子どもが、健やかに成長し、生きる力を身に付けるための支援に努めます。
- ★子どもにとって、安全で安心して育ち、学ぶことのできる場所になるように努めます。
- ★虐待やいじめ、体罰などの未然防止、早期発見、解決に努めます。

大人たちがみんなで協力し、子どもの成長を応援します！



子どもだって意見が言いたい！

子どもが意見できる場所づくり  
子ども会議の設置

もっと遊び場が欲しい。  
親や学校に相談できないことがある。

子どもの居場所や遊び場づくり  
子どもが直接、安心して容易に相談できる体制づくり

私たちだけで子育てができるか不安、、

子育て家庭への支援

子どもがいじめを受けていないか心配、、

子どもへの虐待やいじめ、体罰などをなくすための取組

子どもたちだけで危ない場所に行っていないかな、、

危険な環境からの保護

